

福沢健全期（1882～1898）『時事新報』
社説における外交貿易論

平 山 洋

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第20巻第2号（2022年3月）抜刷

【研究ノート】

福沢健全期¹（1882～1898）『時事新報』 社説における外交貿易論

平 山 洋

1. はじめに

この論文の目的は、福沢諭吉（生没1835～1901）が1882年3月の『時事新報』創刊から脳卒中の発作に倒れる1898年9月までの同紙社説における外交貿易論の論調の変遷を明らかにすることである。議論に先だって、本論文が外交論と貿易論をともに扱う理由およびその福沢研究史における意義を説明したい。

まず本論文で外交論と貿易論を同時に主題とする理由は、幕末に欧米との間で結ばれた不平等条約の改正という外交上の大きな課題を抱えて出発した明治日本にとって、それが貿易によって国力を増すという実際的問題と不可分に結びついていたことによる。

一般にその解決のためにとられた方針には二つの立場があった。一つは、不平等条約の不平等たる所以である、関税自主権の否定と領事裁判権の容認のうち、貿易上の問題である関税自主権の回復を優先して交渉しようとする立場である。相手国としては日本から関税自主権を奪っておくことは経済上この上もない利点であったため、その交渉にはもともと困難が予想されていた。事実、『時事新報』の創刊前、1873（明治6）年から1879年まで外交を担当していた外務卿寺島宗則（生没1832～1893）は条約交渉において関税自主権の回復を優先させたため、身動きがとれなくなってしまった。

1879年9月に外務卿に就任した井上馨（生没1836～1915）は、貿易上の利害と密接に関わるがゆえに困難が予想される関税自主権の回復交渉は後回しにして、敷居が低いと思われた領事裁判権の撤廃のほうを優先させるいわゆる鹿鳴館外交を開始した。この領事裁判権の撤廃を優先する立場がもう一つの方針である。領事裁判権とは、居留外国人の裁判を当該国の領事が主宰する権利のことであるから、裏を返せば相手国

1 『時事新報』創刊の1882年3月1日から福沢が脳卒中の発作を発症した直後の1898年9月30日までの期間である。

は日本を法治国家として認めていないということになる。法治国家日本となれば領事裁判権は撤廃されて、関税についても完全な自主権は認められないにせよ、あるいは税率に手心が加えられるようになるかもしれないと期待されたのである。

いずれにせよ条約改正の主目的は貿易の振興による利益の拡大にあるため、『時事新報』社説でも外交論と貿易論は不可分離の関係にある。本論で両方をともに扱う理由はそこにある。

次に本論文の福沢研究史における意義であるが、まず第1に従来の研究は全集収録済の社説のみを対象としているのに対して、本論文は全集非収録を含むすべての社説を対象とするところにある。というのは福沢の外交論に関する研究史で基準とされてきたのは、おそらくは内山正熊の「福沢諭吉の外交論」(1958)²であろうが、立論にあたり内山は当時世に出ていた大正版『福沢全集』と昭和版『続福沢全集』のみを用いている。そもそも全集非収録社説にも福沢が関与したものがあるという発想はなかったから当然のこととはいえ、そのことにより本来研究対象とすべき社説が抜け落ちてしまっているのである。本論文はそうした先行研究の不足を補うことになる。

また第2として、本論文は単に福沢健全期の社説の外交貿易論の論調を追うばかりでなく、福沢本人が執筆したと考えられる社説をより出して考察するところにある。というのは、『時事新報』社説は福沢を含む複数の社説記者によって執筆されているため、『時事新報』の論調を追うだけでは福沢本人の外交貿易論の究明にはならないからである³。

このように本論文は、『時事新報』社説における外交貿易論の全貌を明らかにすると同時に、福沢本人の考えをも追究する。そこで次の第2節では福沢健全期『時事新報』中の外交貿易論関連社説を一覧する。第3節では新たに発見された外交貿易論関連全集非収録社説を紹介する。第4節では日清戦争前の重要な論点として、『時事新報』初期の社説記者で後に外交官となった波多野承五郎について取り上げる。彼は『時事新報』退社後も主に清国関連社説に影響を与えていたと考えられるからである。さらに第5節では日清戦争後の重要な論点として、福沢は日英同盟の主唱者だったという定説は果たして適正かどうかについて検討する。さらに第6節では外交貿易論関連社説の論調の変遷を概観する。そうして最後に本論文で新たに明らかになったことを項目化し、『時事新報』の論調と福沢本人の主張の異同を確認する。

2 出版物の後の4桁数字は刊行年を示す。著者名(刊行年)で略式表記する場合もある。

3 そもそも『時事新報』の論調と福沢本人の考えを区別して考察することは可能なのかについてだが、論者は福沢が全部書いた社説を選び出すことは可能だと考える。その判別法である井田メソッドについては拙著『福沢諭吉の真実』(2004)、『アジア独立論者福沢諭吉』(2012)を参照のこと。

2. 福沢健全期『時事新報』中の外交貿易論関連社説

『時事新報』社説から外交論と貿易論をより出すため、題名に条約・(外国)交際・外交・貿易・輸入・輸出・対外・(国家間)同盟⁴を含む社説を抽出したところ、結果は214編251日分となった。これは福沢健全期全5338号(おおよそ日分に相当⁵)のうち4.7%(日分比)で、掲載頻度からいえば、『時事新報』の読者は月に一度は外交貿易論を主題とした社説を目にしていたことになる。以下にその一覧を掲げる。

福沢健全期『時事新報』中の外交貿易論関連社説一覧

掲載日 ⁶	題名 ⁷	執筆者 ⁸	全集	外相
18820307	条約改正		昭	井上
18820311	朝鮮の交際を論ず	福沢?	大	井上
18820907	朝鮮交際の多事に処するの政略如何		×	井上
18821107	外交官の責		×	井上
18830319	外国貿易見るに忍びざるの惨状を呈す (二〇日まで計二回)		×	井上
18830707	仁川居留貿易商人の地位		×	井上
18830719	外交の思想養成せざる可からず		昭	井上
18830807	日本の貿易は不相応に幼稚なり		×	井上
18830904	支那との交際に処するの法如何 (五日まで計二回)	波多野?	昭	井上
18830929	外交論一(一〇月一日二、二日三、 三日四)*	福沢	大	井上
18831019	米の輸出正に緊要なり		×	井上
18831023	朝鮮国に於て日本人民貿易の規則並に税則 (二五日まで計三回)		×	井上
18831211	朝鮮国との貿易手続		×	井上
18831220	英独両国の朝鮮条約は我日本人民に何等の 関係あるか		×	井上

4 内容上外交論・貿易論に属する社説は他にもあるであろうが、本文を検索できるのは全集非収録社説に限られているため表題からの抽出とすることにした。

5 「時事新報」欄に掲載された社説が各日1編のみであるなら、社説総数と総日分は一致するはずだが、実際は同日2編以上掲載や社説非掲載の号もある。そのため両者は厳密には一致しない。

6 8桁の数字で掲載日を示す。連載の場合も初日のみの表示する。

7 『福沢論吉事典』(2010)の表記に基づく。*付きのものは草稿残存である。

8 □付きは紙面の表示、?付きは平山の判定、?無しは草稿等の証拠あり、全集非収録社説の空欄は福沢以外と判定、昭和版『続全集』収録社説については原則判定自体を行っていない。

18840116	国を富強するは貿易を盛大にするに在り		昭	井上
18840117	日本の貿易を助け長ずるの工風を為すべし		昭	井上
18840121	大日本帝国内外貿易の中心市場		昭	井上
18840129	新港成就して東京内外貿易の中心市場と為る		昭	井上
18840209	英語英文を知らざれば貿易を営むこと能わず		×	井上
18840315	国東並に埃及事件に関する英仏両国の交際	〔英国特別 通信者〕	×	井上
18840321	日本と米国との貿易の偏重ならざるを望む		昭	井上
18840327	交際論	〔橋本武〕	×	井上
18840421	支那貿易を拡張すること甚だ緊要なり		×	井上
18840515	醤油輸出案		×	井上
18840523	条約改正論 (二九日まで計六回二五日休刊)		昭	井上
18840611	通俗外交論 一 (一二日二、一三日三、 一四日四、一六日五、一七日六)*	福沢	明	井上
18840623	英韓条約は日本人に直接の関係あり		×	井上
18840624	朝鮮国人は英韓条約を何と心得るや		×	井上
18840813	支那外交官の苦心		×	井上
18840816	条約改正直に兵力に縁なし		昭	井上
18840819	外交には自から順序手続あるものなり		昭	井上
18841112	米国大統領の交代、日本貿易の変動		×	井上
18841210	朝鮮の貿易		×	井上
18850109	国交際に外陪臣あるの筈なし		×	井上
18850126	仏国と同盟の疎密		昭	井上
18850130	外交政治社会の日月		×	井上
18850303	外交事情報道の必要		×	井上
18850307	条約改正と北京の談判		×	井上
18850309	国交際の主義は修身論に異なり	福沢?	大	井上
18850422	天津条約		昭	井上
18850603	外国貿易上の所知を広くす可し		×	井上
18850615	支那貿易に関係する日本の商民と商船	福沢?	×	井上
18850616	仏清新天津条約		昭	井上
18850622	支那の貿易望み無きに非ず (二三日まで 計二回)		昭	井上
18850811	国民の外交		昭	井上
18851216	日本米国間の貿易		×	井上
18860203	日本と米国との貿易		×	井上

福沢健全期(1882~1898)『時事新報』社説における外交貿易論

18860219	条約改正の必要は独り日本人の為めのみ に非ず		×	井上
18860320	条約改正何故に成らざるや		×	井上
18860429	支那政府の外交政略		×	井上
18860608	国の商売は国交際上に利用すべき者に非ず		×	井上
18860619	日本条約改正の影響		×	井上
18860803	米の輸出は農家を利して商売の機を促がす に足る可し		昭	井上
18860805	米の輸出は永久の策にあらず		昭	井上
18860827	支那外交官に一言		×	井上
18860906	条約改正の愉快は無代価にて得らる可きも のに非ず		昭	井上
18860907	条約改正すれば外国交際も亦一面目を改む 可し		昭	井上
18861013	支那の貿易(一四日まで計二回)	福沢?	×	井上
18861015	外交の軽重は実利に在て存す		×	井上
18861019	支那の交際亦難い哉	福沢?	×	井上
18861026	外交の要は内外両様の信を重んずるに在り		昭	井上
18861028	米商貿易家の進路(二九日まで計二回)		×	井上
18861108	内外商人の交際	福沢?	×	井上
18861116	ノルマントンの事変をして日英の交際を 妨げしむる勿れ	福沢?	×	井上
18861204	支那との交際		×	井上
18861209	日本と豪洲との貿易	[志賀重昂]	×	井上
18870203	長崎事件、支那の外交官に告ぐ		×	井上
18870323	内外の交際揖讓して対等の義を忘る可らず		昭	井上
18870615	外国商売の事は外交政略の外にす可し		×	井上
18870624	条約改正は事宜に由り中止するも遺憾なし		昭	井上
18870804	条約改正会議延期*	福沢	現	井上
18870806	条約改正の談判は取消しにあらず		×	井上
18870827	支那の新立銀行は日支の貿易に関係あり		×	井上
18870924	支那朝鮮の外国交際	福沢?	×	伊藤
18870930	日本支那の貿易		×	伊藤
18871124	米商よりの輸入を促す可し		×	伊藤
18880207	外国貿易		×	大隈
18880228	製造品の輸出		×	大隈

18880319	英米両国間の平和条約	×	大隈
18880615	日米貿易の不平均	×	大隈
18880620	日米貿易前途の望み	昭	大隈
18880831	条約改正敢て求めず（九月三日まで計三回、 二日掲載なし）	昭	大隈
18880924	国交際は人民の交際なり	×	大隈
18881002	ヘラルド新聞の条約改正論	×	大隈
18881012	又もヘラルドの条約改正論	×	大隈
18881211	人民の外交	×	大隈
18890109	輸出品の免税	×	大隈
18890129	強硬主義の外交	×	大隈
18890322	支那人の来住は条約改正の故障と為らず	×	大隈
18890518	日米の新条約將に成らんとす	×	大隈
18890617	条約改正内地雑居の準備	×	大隈
18890717	条約改正法典編纂（一八日まで計二回）	昭	大隈
18890722	墨西哥条約	×	大隈
18890802	条約改正の形勢	昭	大隈
18890808	条約改正の困難	昭	大隈
18890809	条約改正の困難は公論の裏面に在り （一〇日まで計二回）	昭	大隈
18890824	条約改正に対して英国の意向如何	昭	大隈
18891016	外交の進歩	×	大隈
18891202	条約改正始末（七日まで計六回）	大	大隈
18900326	外資輸入	×	青木
18900514	米国直輸出生糸論 一（一五日二、一六日 三、一七日四）	×	青木
18900630	米国生糸直輸出は細くも其命脈を繋かざる 可らず	×	青木
18900918	条約改正の風聞	昭	青木
18900930	土耳其に使節を遣て条約を訂結す可し	×	青木
18901007	条約改正の功は多人数に分つ可し	昭	青木
18901008	条約改正の噂	昭	青木
18901025	外交官及領事官	×	青木
18910106	法典と条約	昭	青木
18910523	松方内閣と条約改正	×	青木
18910723	対外思想（二六日まで計四回）	×	榎本

福沢健全期(1882~1898)『時事新報』社説における外交貿易論

18911212	輸出税廃止の利害	×	榎本
18911217	再び輸出税廃止の利害に就て	×	榎本
18920326	本年の生糸貿易	×	榎本
18920409	米商同盟の結局如何	×	榎本
18920410	船賃と外国貿易	×	榎本
18920414	条約改正	昭	榎本
18920415	条約改正案調査委員	×	榎本
18920421	条約改正も亦離いかな	昭	榎本
18920913	独逸新聞の日本条約改正論	×	陸奥
18920922	条約改正の方針如何	×	陸奥
18921001	先ず天津条約を廃す可し	昭	陸奥
18921011	天津条約	昭	陸奥
18921012	天津条約廃せざる可らず	昭	陸奥
18921013	条約改正	昭	陸奥
18921023	条約改正の功名は独りす可らず	昭	陸奥
18930531	土耳其貿易(六月二日まで計三回)	×	陸奥
18930606	国交際の療法	昭	陸奥
18930621	剰余金と対外策	×	陸奥
18930625	海外貿易の進歩と領事の人撰	×	陸奥
18930730	輸出の増加	×	陸奥
18930823	方今の対外思想	×	陸奥
18931231	条約改正の目的は一日も忘る可からず	×	陸奥
18940116	日本外交の進歩(一七日まで計二回)	石河	大 陸奥
18940221	条約改正談	×	陸奥
18940222	条約改正と法律の運動	×	陸奥
18940223	条約改正の結果如何	昭	陸奥
18940410	条約改正の端緒	×	陸奥
18940601	条約改正	×	陸奥
18940609	内閣の奏議と条約改正	×	陸奥
18940828	条約改正の公布	昭	陸奥
18940905	従来の対外思想を一掃すべし	×	陸奥
18941102	輸出税の廃止	×	陸奥
18941201	日米の条約改正	×	陸奥
18950120	軽々しく同盟条約を結ぶ可らず	×	陸奥
18950130	貿易の好況	×	陸奥
18950308	軍備拡張と外交	昭	陸奥

18950403	休戦条約の締結		昭	陸奥
18950414	戦争の功績と外交の伎倆		×	陸奥
18950430	外交官の苦辛		昭	陸奥
18950508	外交の虚実		昭	陸奥
18950514	平和条約の発表		昭	陸奥
18950516	外交の利不利		昭	陸奥
18950526	同盟国の必要		昭	陸奥
18950528	外交の大方針を定む可し	林董	×	陸奥
18950606	日清同盟到底行わる可らず		昭	陸奥
18950621	日本と英国との同盟	石河?	昭	陸奥
18950623	英国と新日本(日英同盟論)	[W・H ・ウィルソン 論文の要旨]	×	陸奥
18950630	日英同盟論に就て喜ぶ可き一事		昭	陸奥
18950704	英国新内閣の外交略如何		昭	陸奥
18950806	外交費を増す可し		昭	陸奥
18951017	支那の外交及び貿易		×	陸奥
18951029	対韓貿易		×	陸奥
18951119	外交上の八方美人		昭	陸奥
18951121	外交と新聞紙		×	陸奥
18951203	世界の外交に入るの機会		×	陸奥
18960311	露清秘密条約に就て		×	陸奥
18960325	綿花輸入税の免除案		×	陸奥
18960506	外戦と外交		昭	陸奥
18960510	日清貿易		×	陸奥
18960704	外交向背の機会		×	西園寺
18960711	戦後の貿易		×	西園寺
18961017	外交略の説		×	大隈
18961030	日清通商航海条約		×	大隈
18961121	日独条約公布せらる		×	大隈
18970214	外交機密費		×	大隈
18970303	日土交際		×	大隈
18970321	生糸直輸出の奨励		×	大隈
18970321	重要輸出品同業組合法案すら欧米航路の 特定		×	大隈
18970425	銀価下落と支那貿易		×	大隈

福沢健全期(1882~1898)『時事新報』社説における外交貿易論

18970511	日米の交際	石河	大	大隈
18970619	米布合併条約		×	大隈
18970625	対外前途の困難	石河	大	大隈
18970708	外交の運動費		×	大隈
18970730	外交に党争を入れる可らず		×	大隈
18970801	日英同盟の説に就て		昭	大隈
18970808	新聞紙の外交論		昭	大隈
18970819	幣制改革と貿易の不平均		×	大隈
18970821	外交の危機		昭	大隈
18971003	外交費		×	大隈
18971125	内政外交		×	西
18971127	今の政府に對外の覚悟ありや		昭	西
18971128	對外の進退		昭	西
18971214	条約実施と法典		昭	西
18971215	外交官の責任		×	西
18971222	今日は只對外の一事あるのみ		昭	西
18971228	外資輸入の方法		×	西
18980119	外国貿易の前途		×	西
18980215	輸出陶磁器を改良すべし		×	西
18980301	外交上の進退		×	西
18980306	支那米の輸入を謀る可し		×	西
18980320	外資の輸入難きに非ず		×	西
18980403	今の外交の心得は如何す可きや		昭	西
18980417	外交問題に対する政客の挙動		昭	西
18980422	對外の硬軟		昭	西
18980428	速に支那米輸出の禁令を解かしむ可し		×	西
18980518	外交の大要を語る可し		×	西
18980521	外資輸入の制限を解く可し		×	西
18980525	日英同盟		×	西
18980529	外資輸入の道		昭	西
18980619	貿易業者失望す可らず		×	西
18980626	外資輸入の困難		×	西
18980812	外資輸入と財政整理		×	大隈
18980910	外交は如何		×	大隈
18980917	酒精并に外国酒の輸入		×	大隈

全体が214編(251日分)のうち、現行版『全集』に収録されている社説は78編(104日分)、採択率は約41.4%(日分比)である。今後の行論のために時期を区切るとするなら、外務の担当者を指標とする⁹のが妥当であると考えられる。そこで次の9期に区分することにする。

第Ⅰ期井上外交前期—「条約改正」(18820307)～「支那貿易を拡張すること甚だ緊要なり」(18840421)・23編29日分

第Ⅱ期井上外交後期—「醤油輸出案」(18840515)～「米国よりの輸入を促す可し」(18871124)・53編66日分

第Ⅲ期第1大隈外交期—「外国貿易」(18880207)～「条約改正始末」(18891202)・23編32日分

第Ⅳ期青木外交期—「外資輸入」(18900326)～「松方内閣と条約改正」(18910523)・10編13日分

第Ⅴ期榎本外交期—「対外思想」(18910723)～「条約改正も亦離いかな」(18920421)・9編12日分

第Ⅵ期陸奥外交前期—「独逸新聞の日本条約改正論」(18920913)～「貿易の好況」(18950130)・27編30日分

第Ⅶ期陸奥外交後期—「軍備拡張と外交」(18950308)～「戦後の貿易」(18960711)・26編26日分

第Ⅷ期第2大隈外交期—「外交略の説」(18961017)～「外交費」(18971003)・18編18日分

第Ⅸ期西外交期—「内政外交」(18971125)～「酒精并に外国酒の輸入」(18980917)・25編25日分

全体の期間が16年半にすぎないのに9期にも細分化せざるを得なかったのは、実際に条約改正交渉の方針が担当者毎に変更されたからである。さらに長期にわたり外交を担当した井上外交期と陸奥外交期は前後に分割されている。

まず井上外交期の区分については、紙面で井上外務卿の外交方針に明確な賛意が示されるようになったのが1884年5月であったことによる¹⁰。また、陸奥外交期の転換点を和平交渉が始まる直前の1895年1月においた。

全体を通じての論調の変遷は第6節で扱うことにして、次に注目すべき全集非収

9 伊藤・西園寺・第3大隈については移行期として除外した。

10 これはキリスト教否定から容認へと論調が大きく変更された時期にもあたっている。また、福沢の腹心である『時事新報』社説記者の波多野承五郎が退社して外務省に移ったのは2か月後の1884年7月のことで、この時期に明治14年(1881)の政変以降こじれていた福沢と政府中央(とりわけ井上馨)との関係が修復されたと推測できる。

録社説の紹介をしたい。

3. 外交貿易論関連全集非収録社説の紹介

全集非収録になっている外交貿易論社説は136編ある。これらは従来までまったく知られてこなかったわけであるが、井田メソッドによる推定で1885年から1891年にかけての7編は福沢執筆という判定結果が出ている。そのうち外交貿易全般に触れている社説を最初に紹介したい(本文は初出通りの表記とする)。

元は外務省公信局長であった主筆の中上川彦次郎(生没1854~1901)が山陽鉄道の経営に携わるため時事新報社を退社したのは1887年4月のことであった。以後1892年頃まで福沢本人が直接社説の制作に与ることになるのだが、「支那朝鮮の外国交際」(18870924)は編集部の交代があって半年後の作で、井上外交から大隈外交に移る過渡期に掲載されている。福沢語彙「然りと雖ども」・「朝鮮政府」・「支那政府」の使用により福沢の筆と判定する。表題には東アジアの2か国のみが掲げられているが、実際には英・独・仏・露・米と外交貿易交渉をする場合に必要とされる一般的構えとでもいふべきものが、清国と朝鮮の外交官の在外での配置との関係から簡略に示すものとなっている。

「支那朝鮮の外国交際」(18870924)

一概に西洋諸國と稱すれ共その國力の強弱に至りては懸隔の差、霄壤も甞ならざるなり。盖し列國が歐洲の中原に國を建て割據互に雄を争ふに尚ほ此等差を免れずとせば、境外數千里を隔て東洋の局面に對すべきその關係も決して一樣なる可らず。昔し和蘭葡萄牙の商船が日本支那の近海に航海して貨物交易を行ふの際に在りては、東洋に對する西洋の威力は此二國に過ぎたるものなく、就中日本の如きは和蘭と互市貿易の傍らに其學問技藝を傳へ、醫學兵制より次第して他の文明の事物に及び、遂に我國近代の改進を馴致したるものなり。盖し和蘭は當時その海軍を以て歐洲の列國を壓伏し、海洋貿易の全權を有して其餘勢の斯くまで東洋に及びたるも偶然の結果なれども、爾來物換り星移り十九世紀の今日に至りては和蘭も既に其實力を失ひ、強國の間に介居して僅に獨立を保つ有様なれば、其東洋に對する勢力の如きも微微として昔日の比に非ざるなり。又列國の中に於ても和蘭などとは趣を異にし、古來絶て東洋の局面に其勢力を伸ばしたることなく、將た今日に至りても僅少なる貿易の利害の外別段に是れと云ふ可き痛痒關係の存せざる國國も尠からず。瑞典、諾威、白耳義、瑞西の諸邦即ち是なり。左れば東洋諸國が西洋との國交際を講ずるに當りても、歐洲中如何なる國が現今最も東洋に勢力あるやを預め先づ推察して、其間に自から緩急輕重の別を立つるは最も必要のことなる可し。我輩の所見に於ては、東洋の全局に對し商賣上政治上若

くは軍略上より細大の利害を有するものは獨り英國にして、凡そ東洋に國を立てて英國と故らに其休戚を異にせんとするが如きは最も不利益の政策と稱せざるを得ざるなり。之に次て佛蘭西日耳曼の諸國ありと雖も、是等は寧ろ歐洲中の強國として交際す可きのみ。今日東洋國が敢て英國を排して國交際の上に佛日の二國を首座にせんとするは最も謂はれなき考にして、言葉を替へて云へば東洋國が歐洲列國互ひの舉動形迹を知らん爲には佛蘭西なり日耳曼なり之に交を結ぶこと得策なれ共、自家庭前、東洋の利害を與にして其交誼を厚うせんには、英國を措て外に國ある可らざるなり。前者は歐洲列國政略の主點に當るが故に、東洋國も亦此邊の考を以て交際を求む可きものにして、後者は則ち趣を異にし東洋の前局面、商賣政兵利害關係の最も直接なるものとして、特に其交誼を修めざる可らず。兩者の區別は東洋政治家の須らく服膺して忘る可らざる要義と云ふも可なり。此を外にして奧地利匈牙利或は伊太利の如きも歐洲に在りては勢威なきに非ざれ共、東洋の國交際には其因縁最も淡泊なる者にして、之と交を結ぶに敢て疎遠を表するを要せずと雖も、利害の關係英國に比して遙に及ばざるは數に於て明白なる可し。

然りと雖ども同じ西洋の邦國中その東洋國交際的關係に於て獨り例外に屬すべきものあり。一は露西亞にして一は則ち亞米利加なり。露國は地理の上こそ歐洲の列國なれ其東洋との關係より論ずれば亞細亞の海岸に港口を開き、廣漠たる領土は歐亞の兩大陸に跨りて方今殊に銳意して東方に開拓の策を行ひ、彼のサイベリヤ鐵道の如きも數年を期して浦鹽斯徳に通ずるの計畫なりとの事なれば、商賣上の利害は兎も角も軍略上の關係に於て東洋列國は専ら其衝に當らざる可らず。北米合衆國は之に反して殖産興業常に平和の手段を專一とし政治軍略兩つながら無縁なれども、通商貿易の點に於ては東洋諸國の爲め最大の良市場にして、凡そ世界中これに踰ゆる者ある可らず。加ふるに其國の殷富年年増加して殆んど底止する所なく、太平洋一衣帶の水を隔てて今後東洋より送るべきの貨物は多多倍倍之を受けて已まざらんとす。東洋國が之に對して善隣の意を表し日にますます其交情を厚ふするは最も肝要の次第なりと云ふべし。

前記の所説果して是ならば、我輩は平生支那百般の政治に不同意なるにも拘はらず、獨り其外交政略の緩急を忘れざるの一事に關しては、之を其國の面目として賞讃せざるを得ざるなり。抑も支那政府が西洋諸國に外交官を派するの順序を見るに、其人數は極めて尠けれども、能く事の大體を失せざるものの如し。常に英國に重きを歸して英京駐在の公使には最も人選を盡し、歐州大陸の中に在りては列國政略の中心たるべき佛蘭西若くは日耳曼にのみ同く公使を駐むれども、其他の諸都府には或はこれを置かず或は之を兼任せしむ、其規模甚だ小にして外交の手段却て視る可きものあり。現今支那政府が西洋に駐紮せしむるの公使にして英國に在る者は劉瑞芬氏にして露國駐在を兼務し、日耳曼に在る者は許景澄氏にし

て佛蘭西を兼務し、許氏近頃本國に召還せられ銜洪鈞氏これに代るに命ありと雖も許氏未だ歐洲を發せず。又米國に在るの同國公使は張樵野氏にして白露西班牙の二國を兼務する者なり。支那の大國にして西洋諸國に僅僅數名の公使を置くとは規模甚だ小なるが如くなれ共、既に英露兩國の交を疎遠にせずして東洋に利害關係の直接なる其舉動を察するを忘れず。將た佛日の二國にも修信して歐洲政略の因て以て動く所以を推測し、更に米國へも公使を駐めて國交際用に兼て商賣貿易の事を注慮せしむ。是れより以外、他の諸小列國に更に公使を置くと置かざるとは本國政府の適宜に任せ、徒に之を置いて外觀を張るも由て以て直に利する所なきに於ては、寧ろ之を置かざるの優れるに若かざる可し。支那政府の外交政略果して此邊に在るものとすれば、我輩は西洋各國の都府に支那公使館の少なきを見て敢て奇怪と爲さざるなり。蓋し外交の規模を大にすると小にすると孰れが國に利益ある可きやと云はば、之を大にするに在ること論を竣たずと雖も、其大小の疑問は國交際利害關係の厚薄輕重に依て自から定まる所もなかる可らず。東洋國現在の地位を以て、支那政府が故さらに其外交の規模を夸大にせざるも國權に妨害なしとすれば、我輩は決して其小を咎めざるなり。近頃聞く所に據れば朝鮮政府も西洋に公使を派遣するの議に決し、沈相學氏は英佛日伊の四國に駐在し、朴定陽氏は米國に赴任とのことなれば、歐洲との規模に比して尚更に小なる者なれども、朝鮮今日の外國交際は先づ此れを以て足れりと爲さざる可らず。徒に外形を張り粉飾塗抹の政略を施すも國の利害に於て差して大切ならずとすれば、之を相應の度に止むること却て得策なる可きなり。(句読点平山)

見られるように本作は清國と朝鮮から派遣された外交官が周到に配置されていることを高く評価する内容となっているが、これは裏を返せば日本はうまくやっていないということでもある。外交には厚薄が必要で、国によって重要度は異なるというのである。そこで東アジアにおいて最優先されるべき欧米の国は英国で、注意すべきなのはロシア、貿易相手国として有望なのが米國ということである。

次の「松方内閣と条約改正」は、「支那朝鮮の外國交際」のほぼ4年後の掲載で、青木外交の末期にあっている。青木外交は条約改正については何の進展もみられなかった、そこで松方内閣では新規仕切り直しをするというが、それには反対するというのが本作の主張である。福沢語彙「成跡」・「ならんれども」の使用により福沢に由来する作と推定する。

「松方内閣と条約改正」(18910523)

松方伯が總理の就任に付き其條件として條約の中止を要求したり、とは世間に傳ふる風説なれども、或は曰く伯の要求は必ずしも全く談判を中止せんとするものに非ず、唯新内閣に於ては是迄の談判を其儘引繼ぐに妙ならざるの事情あるを以

て、此際更に完全の案を製し之を提出せんと趣向なれば、云はゞ其手續を變ずるまでにして、條約改正其事を中止せんと次第には非ず、と云ふ。何れにしても條約改正の成行は新内閣の爲めに變態を生じたるものゝ如くにして、所謂完全の案を提出する云々、と云ふものも、其成跡は實際中止と同様のものには非ざる可きや、と我輩の竊に疑ふ所なり。抑も今日の條約改正案は如何のものなるや我輩の知らざる所なれども、談判當局の人々が之を提出して其事に取掛るには必ず内閣の一致を得たるものにして、即ち今の松方總理の如きも時の内閣員の一人をして之を賛成したるに相違なかる可し。蓋し改正の事業果して國家の爲めに利あらば、内閣一致して之を斷行し、或は不利ならば之を中止すること勿論なれども、其中止斷行は一個人の出處進退に關係なきものにして、伯は前内閣の一員なりしなれば、若しも改正を以て國家の不利と認めたらば、當時に於て早く既に之を論ぜざる可らず。然るに今日に至るまで黙々に附したりとありては、不利と知りながら之を傍觀したるが如くにして、國家の爲めに不親切と云はざるを得ず。左れば伯が就任に附て中止を要求したりとは實際にあるまじき話なれども、却又完全なる案を提出する云々の説に至りても、我輩の解せざる所なり。蓋し完全の案とは如何のものなるや知らざれども、是迄の手續を變へて更に完全のものを提出すとあれば、現に談判中の改正案を以て不完全と認め、更に十分の改正を申出すの覺悟と見ざるを得ず。勿論條約の改正は十分なる上にも十分を望むは一般の情にして、當局者に於ても然ることならんれども、我國の條約には自から從來の歴史ありて關係の古きものなるが故に、其關係を離れて單に完全十分を望むは所謂出來ない相談にして、實際の談に非ざる可し。然るに新内閣は從來の手續を止めて更に完全の案を提出するの覺悟なり、と云ふ其手段方法は兎も角も、實際の成跡は或は中止同様の觀を呈せざる可きやと竊に疑ふ所なり。抑も條約改正の事たる其關係する所、大にして所謂完全の改正は容易に望む可きに非ざれば、今日の處にては出來得べき丈の手段を盡し、一日も早く其所得を我に収むるを以て國利と爲さざる可らず。例へば前年大隈伯の改正案は五年を期して治外法權を撤去し、關稅の割合は平均五分を引上げる趣旨なりしなれば、若しも其案にして無事に行はれたりしならんには、今日の關稅は一割の收入にして、所得の少なからざる其上に今や其當時を去ること既に二年間なれば、治外法權の撤去も今後三年にして其實を見しことならん。然るに當時の世論は右の改正案を國に利あらざるものとして、漫に之に反對し又時の當局者も如何なる所存にや談判を中止したる次第なれども、今日に至りても更に完全なる改正の行はる可き模様なきが如し。國利の上より見れば中止の爲めに損はあれども利する所はなし、と云はざるを得ず。我輩の遺憾に思ふ所なり。顧るに近時條約改正の談、喧しくて、所謂政府の案と稱するものに反對するもの少なからず。或は稅權を一時に回復す可しと云ひ、或は條約は對等を期し治外法權は直に撤去するも、内地雜居土地所有權は彼に許す可

福沢健全期 (1882~1898) 『時事新報』社説における外交貿易論

らずと云ひ、銘々勝手の注文を爲すものゝ如し。何れも無責任の説にして然も其精神の所在を尋ぬれば、只難を當局者に責めて之を窘むるの意味もなきにあらざれば、深く論ずるに足らざれども、今度の新内閣が其政略として改正の談判を中止し、否之を中止せざるも是迄の手續を變へ、更に完全の案を提出すると云ふに至りては、我輩の解すること能はざる所にして、若しも此説をして眞ならしめば其名義は如何にしても實際中止と同様にして、新内閣は全く改正を斷念したるものと云はざるを得ず。知らず内閣の眞意は果して此邊に在るや否や。我輩の敢て聞かんとする所なり。(句読点平山)

松方内閣で外相を務めたのは榎本武揚(生没1836~1908)であったが、このように仕切り直しを試みたものの、榎本外交においても条約改正交渉ははかばかしい進展は見られなかったのである。

「松方内閣と条約改正」からさらに4年後の「軽々しく同盟条約を結ぶ可らず」(18950120)は陸奥外交を前期と後期に分ける時期の社説であるが、井田メソッドによって福沢作と断定することはできない。本作は社説中日本と外国の同盟について触れた最初のものであるが、日英同盟に限らず安易に同盟条約を結ぶのには反対という明確な主張がなされている。

「軽々しく同盟条約を結ぶ可らず」(18950120)

日本をば東洋の一小國として侮り居たる歐米の人民が、今回圖らずも日清戦争の實況を目撃して驚愕一方ならず、俄に言葉を改めて我國の進歩發達を稱賛するに至りしは、實に近來の一奇觀にして、彼の倫敦タイムスを始めとして歐洲各國の新聞紙は何れも口を揃えて、今後東洋に於ける日本の勢力、輕視す可からざる所以を論述し、銘々に吾こそは日本の朋友なりと公言して、只管自國の政府に日本と同盟の特約を勸告するもの比々皆然らざるはなし。是れぞ即ち西洋人が漸く日本國の眞價を發見したる證據にして、吾々日本國民の身に取りては誠に快き次第なれども、一步を退けて深く自から考えるときは、斯く外國人に持囂さるればとて輕々これを信じて、或は歐洲の某國と特別の結約せんなど立論するは、我輩の斷じて取らざる所なり。抑も今日に當て歐洲各國が日本と同盟せんことを求るは何故なるかを尋るに、決して彼等の中心より日本を敬愛して之と喜憂を共にせんとの希願に出たる者に非ず。彼等の眞實を叩て其目的とする所を詮索し來れば、唯日本の實力に富めるを見込んで之と結び、一旦緩急のとき其應援を得て以て自家の利益を保護せんとする純然たる自利の精神に外ならざるのみ。如何にも殺風景なる次第なれども、凡そ今の世界に國と國との交際は其外面の體裁こそ美なれども、内實は唯自家の利益を謀るのみ。一般普通の公認する所にして今更怪しむにも足らず咎るにも及ばず。左れば彼等が今日に至りて俄に接するに温顔を以て

するも、固より其處にして、我れより殊更に之を逆ふ要はなけれども、自利一遍の世の中にあれば、我去就を決する標準も亦自利の外に在る可からず。自利即ち國の獨立と云うも可なり。多年來歐洲の列國は相互に立國の利害を異にして軋轢粉紜の絶ることなく、英佛獨露の間その交情親密なりと云うも、内面の眞相は唯他を損して自から利せんとするのみ。引滿不發危機一髮の間に在る其有様は、實際の戦場に干戈を交うるものと相去ること遠からず幸にして、日本は國の位置の離れたるが爲めに此競争の影響を直接に蒙ること少なしと雖も、今若し我國が歐洲の或一國と攻防の同盟を爲すこともあらんには、其時を限りに我中立の資格は全く消滅して同盟以外の國々は忽ち反對者の地位に立ち事に當り、物に觸れ常に我利益を妨げ我勢力を殺がんとして、之が爲めに生ずる外交の困難は如何ばかりなる可きや面倒至極なりと云う可し。然り而して一方に此面倒を見る代りに他の一方に如何なる利益ありやと云うに、今や我國は既に亞細亞大陸の最大國たる支那を足下に蹂躪したれば、最早東洋に恐る可き國なきのみならず、歐洲の強國と雖も眼前に日本軍の手並を目撃したる上からは、いよいよ已むを得ざる事情あるに非ざれば東洋の極端に我れと勝敗を争う危険を冒す者は、先づ以てなかる可し。自立自から守て敢て妄漫を逞しふせざる限りは、日本は歐洲に敵なきものなり、敵もなき其歐洲の一國と同盟して、却て敵を作る媒介を醸すとは外交通の策に非ず。特別の同盟斷じて行ふ可からざるものなり。

前述の如く我國現今の勢態に照して外國と同盟する有害無益なるは甚だ明瞭なれば、假令ひ如何なる國より如何様の條件を持て申來るとも、我れに於ては決して輕々しく之に應ず可からず。今日我國の爲めに謀りて最上の策は何れの國をも味方とせず又敵とせず、巧に各國の間に行わるゝ權力の平均を支配して以て専ら自家の利益を増進する一事なり。東洋の大陸と云い、南洋の群嶋と云い、我日本の附近に空しく埋没せる遺利は甚だ多く、之を採て我用に供するは囊中の物を探るよりも容易なり。唯此際に聊か氣遣わしきは歐洲諸國との衝突なれども、是れとても外交の属に當る者が巧に我中立の位置を利用して豫防の工風を運らすときは深く恐るゝに足らず。外交官の腕前を現わすは即ち此時なりと知る可し。現に英國の下院に於ては僅々七八十名の愛國自治黨議員が自由保守兩政黨の中間に立て能く權力の平均を支配し、六百有餘の議員をして其鼻息を窺わしむる實例あるにあらずや。然るを況んや日本と歐洲國と實力の比例は決して、自治黨が英國の二大政黨に對する類にあらざるに於てをや。當局者の伎倆次第にて日本國の前途は頗る多望なりと云う可し。(句読点平山)

文体は福沢に似ている。けれども福沢語彙3つという基準を満たしていないので、執筆者は未確定とするしかない。同時期社説記者だった北川礼弼(生没1861~1930)は文体が福沢そっくりであり、彼が書いた可能性もある¹¹。執筆者はともかくとして、

11 ちなみに「希願」の用例が福沢の署名著作のうちになかった。

福沢健全期(1882~1898)『時事新報』社説における外交貿易論

重要なのは日英同盟論が唱え始められた時期の『時事新報』が、攻守同盟一般に反対する社説を掲載したということである。

福沢健全期の外交貿易論全体の論調については第6節で行うことにして、以下では『時事新報』社説をめぐる従来まで気づかれてこなかった2つの論点について紹介する。

4. 新聞記者にして外交官・波多野承五郎(日清戦争前の論点)

本節では福沢の弟子で新聞人・実業家・外交官にして政治家でもあった波多野承五郎(生没1858~1929)の生涯のうち、新聞記者としての波多野と外交官としての波多野の関係を明らかにするものである。それにより、従来までの社説研究とは異なる視点を提供することになるが、とはいえ波多野の名前は今日では忘れられている。福沢から波多野にあてた書簡が1通も残されていないこともあって、福沢研究者の視野にも入っておらず、謎の人物とされているのである。そこでまずはその生涯を年譜形式でたどることとする。

波多野承五郎の生涯

1858年(安政5年)	遠江国(現静岡県)掛川城下の町奉行屋敷にて波多野半蔵の長男として誕生
1869年(明治2年)	掛川藩の英語学校に入学
1871年(明治4年)	慶應義塾入塾
1876年(明治9年)	慶應義塾卒業
1878年(明治11年)	三菱会社入社
1879年(明治12年)12月	三菱会社退社
1882年(明治15年)3月	『時事新報』の創刊と共に在社して社説を担当
1884年(明治17年)7月	外務省公信局に出仕
1885年(明治18年)5月	領事に任ぜられる
1885年(明治18年)6月	清国天津に赴任
1888年(明治21年)5月	帰朝を命ぜられる
1888年(明治21年)8月	帰朝後政務課勤務、同月外務書記官
1890年(明治23年)3月	総務局政務課課長心得
1890年(明治23年)4月	辞表提出、受理
1890年(明治23年)	第1回衆議院議員総選挙に立候補し落選、『朝野新聞』入社
1892年(明治25年)	『朝野新聞』の社長兼主筆

1893年（明治26年）	『朝野新聞』退社、三井銀行に移る
1918年（大正7年）	三井銀行退社
1920年（大正9年）	第14回衆議院議員総選挙で当選（立憲政友会・栃木4区）
1924年（大正13年）	衆議院議員辞職
1929年（昭和4年）	死去

本節で扱うのは1884年7月から1890年4月までの外交官時代である。この時期の『時事新報』の清国関連の外交貿易論には、天津領事であった波多野からもたらされた情報が多く含まれているように見受けられる。

外交官時代の波多野については、1890年の第1回衆議院議員選挙に立候補した際にまとめられた「波多野承五郎君小伝」に次のようにある。

波多野承五郎君が去る十七年に官界に入り政務の経験を得んと欲するに、特に外務省を択みて身を置くの地とせるも亦た意の此に存するものありと云ふ。而して君、外務の本省にある事殆んど一年にして在清国天津の領事たりしも、凡そ我国の外交中至難の局は亜細亜の政略にありて存するより他の欧米諸邦に至るを謝絶して特に天津に赴かんとことを求めたるによれりと云ふ。蓋し天津は文華殿大学士直隸総督北洋通商大臣伯李鴻章の駐在地にして、殆んど亜細亜外交の中心とも称すべき所なれば、君が此地に領事として駐筭するハ其実使臣の事を助成せしめんと欲するの意ありたるが如し。聞く君が天津の在任中、朝鮮善後策に付き、大院君放還の議に付き、長崎の水夫争闘事件に付き、李鴻章伯と尊俎の間に折衝し、外交事務を助成せるの功頗る大なりと。然れども君が在任中の功績は独り外交尊俎の間にのみ存するにあらず。赴任以後、日本郵船会社に説きて長崎天津間の新航路を開きたるより、天津貿易は我が通商世界の輿論となり、三井物産物産会社大倉組を首とし大坂長崎の諸商皆な競ふて物産を北清に輸入し、大に商品販路の拡張を謀りたるが如き、皆な君の奨励に出でざるはなし。君在任中北清の貿易を調査して一部の貿易論を著ハしたれとも、草稿未定に属するにより今尚ほ君の筐底に存すと聞く。然れども君が四年間の経験を積み深思熟慮して起草せるもの、豈に草稿未定の故を以て永く筐底に存せしむべけんや。余輩有志者等君に請ふて之れを世に公にせんとす。君果して之を許すや否や。（「波多野承五郎君小伝」19～20頁〔国立国会図書館デジタルコレクション〕）

この「小伝」には天津在任中の波多野の事績として、①朝鮮善後策・②大院君放還・③長崎の水夫争闘事件・④長崎天津間の新航路開設・⑤貿易論の執筆、の5つが挙げられている。このうちの⑤の未定稿は、1894年7月に『北支那朝鮮探検案内』（時事新報記者杉山虎雄との共著・林書房）として刊行された。

福沢健全期(1882~1898)『時事新報』社説における外交貿易論

次に掲げるのが波多野が天津に在任中『時事新報』に掲載された文中に「天津」が使われている社説の一覧である。①から⑤との関連も示した。

波多野天津在任中「天津」使用社説一覧

掲載日	題名	全集	小伝類別
18850615	支那貿易に関係する日本の商民と商船	全集非収録	④
18850616	仏清新天津条約	⑩295 ¹²	
18850924	大院君の帰国	⑩436	②
18851030	朝鮮の大院君帰国したり(1)	⑩455	②
18851031	朝鮮の大院君帰国したり(2)	⑩458	②
18851218	朝鮮の多事	⑩497	①
18851219	朝鮮の事	⑩499	①
18860204	支那招商局と日本郵船会社	全集非収録	④
18860908	朝鮮の国難は日本の国難なり	全集非収録	①
18860909	直に釜山京城間の電線を架設せしむ可し	全集非収録	
18860910	朝鮮の内憂は日清両国の福に非ず	全集非収録	①
18861008	支那水兵暴行の談判	全集非収録	③
18861013	支那の貿易	全集非収録	⑤
18861019	支那の交際亦難い哉	全集非収録	⑤
18861222	日本人と支那人	全集非収録	③
18870106	朝鮮は日本の藩屏なり	⑪175	①
18870110	英国商人に一振を望む	全集非収録	
18870525	閔泳翊氏復た朝鮮に帰り来らんとす	全集非収録	①
18870615	外国商売の事は外交政略の外にす可し	全集非収録	⑤
18870713	商人旅行の気習	全集非収録	⑤
18870720	支那論	全集非収録	⑤
18870723	支那論(前号の続き)	全集非収録	⑤
18870929	露国大に商売上の与国たる可し	全集非収録	
18880110	支那近状	全集非収録	⑤
18880519	支那の鉄道と日本の鉄道	全集非収録	⑤

波多野が上の一覧に掲げた社説すべてに関与¹³していたかどうかは分からない。とはいえ、「小伝」中の記述と整合性の高い社説については関与濃厚とみてよいように

12 現行版『全集』第10巻295頁を示す。

13 関与とは元となる情報を提供したということで、原稿自体を執筆したというわけでは必ずしもない。

思われる。それらの多くはすでに別の論文¹⁴で扱っている。

また、外交官時代の波多野については、社説からだけではなく、アジア歴史資料センターが公開しているデジタルアーカイブの資料からもある程度は知ることができる。

まず1885年12月の「機密信第八十二号」は波多野領事から井上外務卿にあてた通信である。それは旧自由党による大阪事件の発生を本省に伝えるもので、波多野はその事件を清国の徐駐日公使が本国にあてて打電した電報を傍受したことにより知ったと述べている。波多野は李鴻章（生没1823～1901）と面談して事件の概要について認識のすり合わせを行っている。波多野と李鴻章とは昵懇の仲と言ってよかったように思われる。この「機密信第八十二号」に対応する社説はないかと調べてみたが、見当たらなかった。

ついで1886年7月の「公信第三十八号」は、鉄道延伸をはかっている清国では枕木用木材の需要が高まっていて、それが日本にとって新たなビジネスチャンスとなる可能性があることが報告されている。この件については「支那の貿易」（18861013・全集非収録）が触れている。

同じくアジア歴史資料センター資料として、1887年8月の「機密第拾号」がある。それは米国と清国が合弁で華美銀行なる拓殖銀行を創設して北清（中国東北部）の開発に乗り出そうとしているという情報で、同地に経済的な野心があった日本としては座視できない事案であった。この華美銀行の企てについては翌年1月の「支那近状」（18880110・全集非収録）が報じているが、この社説冒頭には、「我輩の社友中久しく支那に在留して其國の事情に明かなる某氏が此程北京より天津を経て白河水結前最後の便船に搭し歸朝したるに付き取り敢へず之に就て目下北京政府の内情など種種問質したる其中より二三の談話を摘載し以て諸君と與に支那近状を推察するの料に充てんと欲す」とあるが、この某氏が波多野を指しているのは明らかである。

外交官時代の波多野の動向と同時期の『時事新報』社説に密接な関係があったことは、以上により確認できた。現職の外交官がマスコミに対して情報を流してよいのか、という問題については、論者なりの解釈がある。すなわち、この時期外務卿（1885年12月以降は外務大臣）井上馨・時事新報主宰福沢諭吉・天津領事波多野承五郎は事実上一体となっていて、波多野が関与していた社説は井上の承認があったもののみだった、ということである。

以下で本節で明らかになった新事実と従来までの研究成果を合わせて項目化する。

（1）福沢から波多野にあてた書簡は1通も残されていない。これは両者の関係が疎遠だったからではなく、波多野が福沢からの書簡を意図的に処分したためと考えられる。

14 拙論「福沢健全期『時事新報』社説における朝鮮」（2020a）、「福沢健全期『時事新報』社説における清国」（2020c）を参照のこと。

(2) 波多野が天津領事であった1885年6月から1888年5月までの社説で、文中に「天津」が使用されている社説を抽出すると23編25日分あった。これらには波多野が関与していた可能性が高い。

(3) 天津領事として波多野は李鴻章と昵懇の間柄であり、日清間に問題が生じたときには速やかに事後処理を行っている。また、井上馨外務大臣と波多野の関係も良好で、その井上は福沢にとって長州閥としては珍しい政府中の盟友とあってよかった。

(4) 波多野が天津領事であったのとほぼ同時期に井上角五郎(生没1860~1938)は甲申政変後の朝鮮政府の顧問になっていて、やはり井上馨率いる日本外務省と連携していた。角五郎もまた京城通信員として『時事新報』にしばしば登場している。

(5) 福沢による朝鮮独立党支援については、井上角五郎の証言により、甲申政変前からであったように喧伝されている¹⁵。しかし、同時期の角五郎と波多野の記録を読む限り、福沢は事大党内開化派で政変後も朝鮮政府に残っていた関泳翊に期待を寄せていたように感じられる。

(6) 1885年12月に露見した旧自由党による大阪事件を『時事新報』は社説で言及していない。これは大井憲太郎ら旧自由党員が、日本に亡命していた金玉均ら朝鮮独立党と協調して漢城(ソウル)で武装蜂起を起こそうと図ったが果たせず、大阪で捕縛された事件である。波多野は重大事件として早くから事情を探っていたのにもかかわらず『時事新報』がその件を報じなかったのは、旧自由党の抑え込みに波多野が関与していたためと考えられる。波多野は李鴻章からの諮問に対し、大阪事件の黒幕として挙げられていた後藤象二郎の情報を提供している。

(7) 1886年以降の波多野領事は、主として清国における日本のビジネスチャンスの拡大に務めている。長崎天津航路の開設や枕木輸出の拡大などである。北清地域(中国東北部)から朝鮮北部にかけて視察旅行に出たのは1887年の夏頃のように、その時の記録は『北支那朝鮮探検案内』(1894年7月刊)としてまとめられている。

5. 福沢諭吉は「日英同盟」の主唱者か(日清戦争後の論点)

前節で扱った井上外交後期は、福沢が『時事新報』の社説に深く関与していた時期であったため、井上外務大臣と福沢との連携とでもいべきものを推察することができた。本節で扱うのはそれから10年近くも経過した、1895年以降に紙面をにぎわせるようになった日英同盟論に関してで、定説によると『時事新報』紙上で福沢は日英同盟を強く提唱したことになっている。

この定説の出所ははっきりしていて、『福沢諭吉伝』第38編「日清戦争」第11「海軍拡張と日英同盟」の記述である。福沢のことを誰よりもよく知っている(とされた)

15 詳しくは拙論「福沢諭吉は朝鮮甲申政変の黒幕か」(『アジア独立論者福沢諭吉』所収)を参照のこと。

石河幹明（生没1859～1943）が、「海軍論に次いで先生の大に主張せられたのは日英同盟論であつた」（伝③777）と述べているのが定説の由来であるが、残念ながらそれだけでは弱いとしか言いようがない。

というのは、現行版『全集』と『福沢諭吉書簡集』を当たれば分かることだが、「時事新報論集」に日英同盟を肯定的に捉えている社説が数編収録されているだけで、福沢本人と確認できる言明がまったく存在しないのである。現行版『全集』の「時事新報論集」に収録されている社説を紙面から選んだのは石河であるから、石河の証言以外に福沢による日英同盟の提唱を明かすものはない。そうしたわけで『全集』と『福沢諭吉伝』を見るだけではちががあかないので、より広く、日本における当時の報道から日英同盟推進の起源をたどることで真相を追究することにする。

そもそも日英同盟の発想は日本に由来するものではなく、地政学的に似た性格をもつ英国と日本は利害を共にするところが大きいと攻守同盟を結びうる、としたのは英国の報道のほうが先であった。すなわち、三好守雄編『日清事件時事問題輿論演説』（1895年2月・学友館刊）に収録されている「英国下議員の日英同盟論を読む」（輿論演説記者）に、「日英同盟論と云ふを唱へた人は、英国下院（衆議院）の議員、イー、アシメット、バートレット氏で、自説を全国のモーニングポスト新聞に投じ、同新聞は、これを十月十八日の紙上に掲げました」（21頁）とあり、以下バートレット議員（Ellis Ashmead-Bartlett、生没1849～1902）の投書が要約され、最後に輿論演説記者もその意見に賛成である、とまとめられている。

そのバートレット議員が1894年10月18日付『モーニング・ポスト』紙に掲載したという書簡の原文を見ることはできなかったので、以下で輿論演説記者による日本語による要約をさらに項目化してみる。

（1）ベルリン駐在の新聞通信員は、英国政府は今後日本の勢力を削ぐようにしないといけないと主張するが、それは虚言であることを望む。

（2）英国政府は東洋の文明国にして自由主義国である日本のことを認めて、日本と敵対することをしてはならない。

（3）欧州共同して日本を封じ込めるべきだという主張をなしているのは主としてロシアであろうが、それならなお一層日本を助けるべきである。

（4）むしろ清国を助けるべきだ、という考えもあるかもしれないが、清国民は助けたところで英国に感謝したりしない。対して、日本人は信義に厚いのでさぞや喜ぶことだろう。

（5）ジョージ・カーゾン（George Nathaniel Curzon、生没1859～1925）は『極東問題』*Problems of the Far East. Japan-Korea-China*（1894）において、ロシアが清国の弱体化に付け込んで大軍を南下させる危険性を指摘している。

（6）そうだとしたら、ロシアの南下を食い止めるためにも、英国は日本と手を組む必要があるのは明らかである。

バートレット議員は米国で生まれ英国で教育を受けた保守党员だった。前職は弁護士である。そのキャリアからはとりたてて日本との関係はうかがわれない。そうだとするならその主張の由来はカーゾンの著作にあるのかもしれないが、現在のところそれ以上の追究はできていない。

英国起源の日英同盟論が1894年10月18日付『モーニング・ポスト』紙に掲載されるより前に、日本警戒論がささやかれていたことはバートレット議員の投書にもある通りだが、そこで触れられていた記事と同じものかは確認できないにせよ、よく似た日本警戒論が9月16日付『時事新報』に掲載されている。すなわち「雑報」欄に掲載された「倫敦のペルメル バツヂェット新聞」という記事中に、「今日印度を保持するは即ち英国の要務にして此の目的を達する為めには支那の如き頑然動かざる物体をば外圍として以て露西亞の侵略を防がざる可らず。故に吾々は日本の負るを見るは如何にも面白からざれども、去りとて日本の大勝利を得るを見るは尚ほ一層面白からず」と同紙が清国の敗北を残念がっている旨の抜粋を載せている。

さらに10日後の社説「英国新聞の所説」(18940926・全集非収録)はこの「倫敦のペルメル バツヂェット新聞」の記事への反論で、「英國の爲めに謀るも日本の勝利は今後永遠の利益にして、利害の上より見て最も喜ぶ可き所なるに、若しも彼の新聞紙の説の如くならんには、大國の頑陋を今の儘にして其十分一の開國に甘んじ、一分の利に戀々して九分の大局を忘れ、恰も商賣貿易の發達を嫌ふ者に異ならず。是れぞ正しく一時の感情にして文明國人の中にも老練着實、常に永遠の利害に着目する英人の平生に徴して斯る説ある可しとは我輩の信ぜざる所なり」と、英国は先のない清国よりも日本を優先させるべきだ、と主張している。

11月6日付紙面は第2面「雑報」欄全体が「倫敦タイムスと日清戦争」と題され、『ロンドン・タイムス』紙の「平壤の勝利」(9月18日付)・「黄海の勝利」(9月20日付)・「日本の真価」(9月24日付)の3編が訳出掲載されている。前2編は陸戦海戦における日本軍の思わぬ勝利が綴られ、最後の1編では日清戦争勝利後の日本に英国はどう対応するべきかが検討されている。その結論は、「英日両國は利益の相抵触するものなく、却て最も重要な利害の共通するものあり」というもので、とりわけ対露戦略上日本は英国にとって有益な存在となりうる事が指摘されている。

この英日は利害共同体ともいうべき考えは、その少し前に『国民新聞』に連載されていた「海上の権力」や『郵便報知新聞』の「十九世紀の海軍」においても言及されていたことである。先行研究¹⁶によればこの二つの連載は米国の地政学者A・マハン(Alfred Thayer Mahan、生没1840~1914)の『海上権力の歴史に及ぼした影響、1660~1783』*The Influence of Sea Power Upon History, 1660-1783* (1890)のシー・パワー論に示唆を受けて、英国海軍と日本海軍のより緊密な協力を唱える海軍大佐肝付兼行

16 大澤博明(2001)、コヴァルチューク・マリナー(2005)、柴崎力栄(2011)。

(生没1853～1922)からの情報に基づくものだという。

このように、黄海海戦での日本の勝利後の国内の世論は、英国内でにわかに高まった日本脅威論に反論するところから、むしろ文明国としての日本の価値を英国にも理解させるよう働きかけるべきだ、という方向に向かいつつあった。日本国内からの日英同盟論の提唱まであと一歩ではあるが、それは1895年4月の三国干渉以後に本格化する動きである。

1894年10月から翌年4月までは、むしろ海外紙が自国と日本との同盟を推奨する報道をなして、先に触れた10月18日付『モーニング・ポスト』紙の記事はその一つであった。『時事新報』に「軽々しく同盟条約を結ぶ可らず」が掲載されたのは1895年1月20日のことで、この社説は、題名の通り、「外國人に持囂さるればとて軽々これを信じて、或は歐洲の某國と特別の結約せんなど立論するは、我輩の斷じて取らざる所なり」と英国を含む外国との攻守同盟に断固反対する、という内容であった。

管見のかぎり、社説「軽々しく同盟条約を結ぶ可らず」が紹介されたのは本論文が初めてで、広島大本営において日清講和に関する御前会議が開かれる直前のこの時期に『時事新報』は明確に攻守同盟に反対していた、という事実はある意味驚きをもって受け取られるかもしれない。というのは、本節冒頭で述べたように、福沢は日英同盟を提唱していた、という言明が強固な定説になってしまっているからである。

日英同盟論の先触れとでも言うべき社説は全集収録の「同盟国の必要」(18950526)である。攻守同盟に断固反対してから4か月、おそらくは4月末の仏・露・独による三国干渉をきっかけとして『時事新報』は同盟賛成に転じている。すなわち、「我国は其位置遠く東亜に偏するが為めに、今日尚ほ同盟以外に超然たるを得ることなれども、是れより以後、欧州諸国との関係交渉、次第に益々頻繁なるに従て、早晚同盟国の必要を感ずるの時機到来するや相違ある可らず」(⑮169)とある。

全集に収録されている社説で攻守同盟に触れた最初の社説が「同盟国の必要」で、その2日後には日英同盟を強く提唱する「外交の大方針を定む可し」(18950528)が掲載されている。ただしこの社説は外務次官林董が執筆したと証明されているため¹⁷、当然に全集非収録となっている。さらにおよそ4週間後に「日本と英国との同盟」(18950621)があるが、本社説が『福沢論吉伝』で最重要とされている社説である。さらに翌々日に翻訳の「英国と新日本(日英同盟論)」(18950623・全集非収録)、1週間後に「日英同盟論に就て喜ぶ可き一事」(18950630)が掲載され、少し後の「外交上の八方美人」(18951119)では英国の名前を挙げないものの同盟国の必要が唱えられている。

その後2年近くの間、『時事新報』に日英同盟論関係の社説は掲載されていない。

17 片山慶隆(2009)註20には、「『林董関係文書』(外務省外交史料館所蔵)には「林董草」と記された原稿が存在し、林が執筆したことは確実である」とある。

次は「日英同盟の説に就て」(18970801)で、本社説は全集収録ながら、英国ほどの大国が日本と対等の関係を結んでくれるはずがない、と同盟に否定的な見解が述べられている。また、さらに1年後の「日英同盟」(18980525・全集非収録)では、「今日々英の提携談を聞くは我輩の甚喜ぶ所なれども一步を進めて眞の同盟をして招かずして來らしむるの工夫あらんことを望むものなり」とあって、日英同盟はこちらが求めるのではなく英国が申し出てきたら結ばばよい、という程度のものとされている。

全集に収録されている社説で日英同盟に懐疑的なものは「日英同盟の説に就て」(18970801)だけであるので目立たないが、紙面に立ち返って通して読んでみると、『時事新報』が同盟に積極的だったのは1895年5月末から1か月間に掲載された「同盟国の必要」(18950526)から「日英同盟論に就て喜ぶ可き一事」(18950630)までの4編に加え、やや後退したとも受け取れる「外交上の八方美人」(18951119)を合わせても全部で5編にすぎないことが分かる。それ故従来まで定説とされてきた『福沢諭吉伝』の記述は、全部が福沢に由来していると仮定したとしても大仰に過ぎるとは言うことができる。そしてもし定説が正しくないとしたら、事態はさらに深刻である。

先行研究¹⁸が福沢が日英同盟に積極的だったとする根拠は、冒頭で触れたように石河の伝記の記述だけである。福沢の署名著作で同盟に言及している部分は1か所もない。書簡も同様である。『福沢諭吉伝』の「海軍拡張と日英同盟」で重要視されている社説は「日本と英国との同盟」(18950621)であるが、それは福沢諭吉本人の執筆ではない¹⁹。おそらくは石河筆で、しかも外交官林董(生没1850~1913)が書いた「外交の大方針を定む可し」(18950528)のリライトにすぎないのである。1896年夏に時事新報社長となる福沢捨次郎(生没1865~1926)の岳父である林は、その後1902年1月30日に駐英日本公使として日英同盟の書面に調印し、さらに1906年5月に外務大臣に就任している。

福沢本人と日英同盟の関りはどうか。前節で扱った1880年代とは異なり、90年代半ばともなると、福沢がどの程度まで社説を指導していたかは明らかではない。総編集伊藤欽亮(生没1857~1928)に大部分を任せていて、社説についても事後検閲となっていたようである。

紙面で日英同盟論が盛り上がっていた1895年5月から6月の福沢本人の動向として数回の演説が記録されている。5月11日三田演説会演説「昔話」・6月8日三田演説会演説「志想を高尚にすべし」・15日三田社交倶楽部演説(題不明)・29日三田演説会演説「今後の形勢と昔物語に就て」があり、そのうち「昔話」は『全集』第19巻

18 内山正熊(1964)、片山慶隆(2009)等。

19 片山慶隆(2009)は福沢執筆と推定しているが、石河は本社説を『福沢諭吉伝』第3巻に引用するに際して、「『時事新報』は超然独立、左の如く日英同盟論を首唱した」(780頁)と主語を新聞社としている。福沢が執筆している場合は「福沢先生は」と表示されるので、石河は本社説を福沢以外の執筆と見なしていることが分かる。

(720頁)に収録されている一方、改稿されて『福翁百話』第31話となっている。また、「志想を高尙にすべし」は第70話、「今後の形勢と昔物語に就て」は第62話の元となる演説であったと推測できる。それらには日英同盟のことなどまったく触れられてはいない。

1895年初夏の福沢が『福翁百話』の執筆に掛かりっきりになっていたとしても、それとは別に日英同盟締結に熱中していたという可能性は依然残されてはいる。けれども、それよりも確からしいことは、同時期に日英同盟の実現を強く望んでいたのが、林董外務次官と『時事新報』社説担当の石河幹明であったということなのである。

6. 外交貿易論関連社説の論調の変遷

これより論調の変遷について述べる。

第Ⅰ期井上外交前期—「条約改正」(18820307)～「支那貿易を拡張すること甚だ緊要なり」(18840421)・23編29日分

『時事新報』の外交論の最初は、創刊1週間後の「条約改正」(18820307)であった。その内容は苦渋に満ちた、とでもいうのがふさわしいもので、寺島から井上に担当者が替わったところで改正は困難だとある。前任の寺島と福沢はかつて幕府外国方の同僚で、文久遣欧使節では1862年一杯丸1年もの間一緒に世界を見聞した仲でもあった。この文久遣欧使節の当初の目的は条約改正交渉であったが、いざ欧州に着いてみたらどの国でもけんもほろろの対応で、急遽単なる歴訪に変更となったのである。外務卿としてその後任となった井上の洋行は福沢らの帰国半年後の1863年夏からのことで、外交官ではなく逃亡犯²⁰としての英国生活はさらに苦々しいものであった。

外交の前途多難は予想されたことだが、それは貿易についても同様である。「外国貿易見るに忍びざるの惨状を呈す」(18830319・全集非収録)では生糸の輸出の不振が報じられ、「日本の貿易は不相応に幼稚なり」(18830807・全集非収録)は、日本の農工業はそれなりの水準にあるのに貿易の方法が確立されていないことを嘆いている。もっとも、税権を奪われている以上、相手国はいくらでも輸入量を調整することができたのではある。

第Ⅱ期井上外交後期—「醤油輸出案」(18840515)～「米国よりの輸入を促す可し」(18871124)・53編66日分

創刊丸2年が経過し、産業育成についてはいくばくかの進展を見たものの、外交と貿易については打つ手がないという状況で、突如として論調に変化が見られるのは

20 井上は伊藤博文(生没1841～1909)とともに文久2年12月12日(1863年1月31日)に発生したイギリス公使館焼き討ち事件の犯行グループの一人であった。彼らの英国留学は国外逃亡の性格を帯びていた。そうして20年後には過去の自分たちの所業とも因縁浅からぬ不平等条約の改正交渉の当事者になっていたのである。

1884年5月のことである。いずれも領事裁判権の撤廃を主目的とするべきだという内容の「条約改正論」(18840523)6回と「通俗外交論」(18840611)6回が立て続けに発表され、後者は単行本化もされている。これは前年秋に始まった鹿鳴館外交と正確に呼応したもので、先に書いたように福沢と井上との間で交わされた一種の手打ちが想像できるのである。

税権に比べれば与しやすいかに思われた法権の回復交渉でさえも、容易には進捗しなかった。というのは、領事裁判権の必要は日本の法律が信用されていなかったため、諸外国は改正と引き換えに日本国内の法整備を強く求めたからである。また、法権回復によりそれまで居留地居住が義務付けられていた外国人の自由行動が保証されることになるのだが、当の居留外国人には意外なほど行動の自由への希求は薄かった。

その理由は、日本の商品を輸出する場合、日本人商人のほうがサンプルを居留地まで持ってきてくれるため、外国人商人が日本の奥地にまで足を踏み入れる必要がなかったことによる。そこで日本内地での布教が容易になるということなら外国人宣教師たちが味方になってくれるのではないか、ということを目指した「条約改正の必要は独り日本人の為めのみならず」(18860219・全集非収録)が発表されている。

1886年11月にはノルマントン号事件が発生し、日本人乗客を見殺しにしたという船長らは領事裁判にかけられたものの無罪となった。より一層法権の回復が望まれたが、国内法の整備が追いつかないため、替わって相手国から提起されたのが外国人司法官任用制度である。井上外相はその要求を受け入れる方向であったが、福沢は個人としても外国人司法官を任用するのには反対であった。世論の反対にあって条約改正会議は延期となり、それを肯定的に報じた「条約改正会議延期」(18870804)は草稿が残存している唯一の外交関連社説である。

第Ⅲ期第1大隈外交期—「外国貿易」(18880207)～「条約改正始末」(18891202)・23編32日分

このようにして鹿鳴館外交は行き詰まり、進退窮まった伊藤博文首相と井上馨前外相が後任として天皇に推挙したのは、1881年の明治14年の政変以来6年半の間野にあった元参議大蔵卿大隈重信(生没1838~1922)であった。大隈が外務大臣に就任した1888年2月1日以降しばらくの間は条約改正についての社説は掲載されていない。その交渉について最初に触れているのは「条約改正敢て求めず」(18880831)からで、題名通り早急な交渉の再開に釘をさすものである。

1884年の5月以来『時事新報』は領事裁判権の撤廃と内地雑居の自由を主唱していたため、この社説は論調の転換と受け取られたらしく、横浜で発行されていた英字新聞『ジャパン・ヘラルド』は治外法権撤廃反対という自分たちの意見に同調したとみなした評論を掲載、その反論として「ヘラルド新聞の条約改正論」(18881002)と「又もヘラルド新聞の条約改正論」(18881012)が掲げられている(いずれも全集非収録)。そこで主張されていたのは『時事新報』は意見を変えたわけではなく、単に改

正は時期尚早と見なしているにすぎないというのであった。

大隈重信はかつての福沢にとって明治政府中の真の盟友といってよい存在だった。その彼が伊藤首相や井上前外相に乞われて政権に復帰したのである。じっくりと時間をかけて条約改正を成功に導きたいと考えるのは当然である。「強硬主義の外交」(18890129・全集非収録)には、条約を厳密に運用すれば居留外国人の自由はより制限されることになるので、その不便の解消のために相手の方から改正が持ち出されるに違いない、とある。急がば回れ論である。

急がば回れということなら、交渉の様式について、それまでの条約改正交渉会議の形から、日本に同調してくれそうな国と個別交渉を行うという形式に変わった。日本との関りは欧米諸国で様ではなく、日本に利用価値ありとする国から先に交渉することにしたのである。それが最初に結実したのは対米交渉であった。「日米の新条約將に成らんとす」(18890518・全集非収録)はこの方法の変更によってさっそく米國との交渉が決着し、治外法権の撤廃を骨子とする新条約があとは批准を残すのみとなったことを伝えている。

このようにして米國と同様の条約がドイツ(6月)とロシア(8月)の間にも結ばれることになったが、それらに先立つ4月19日にロンドンの『タイムズ』紙に日本の条約改正案の大綱が掲載され、5月31日から6月2日にかけて陸羯南(生没1857～1907)が主宰する『日本』紙にその記事が翻訳掲載された。そしてそこには、井上外交時にも問題となった外国人司法官任用制度が報じられていたのである。国内世論はにわかに条約改正反対に傾いた。

治外法権の撤廃と国内法整備は表裏一体の事態であったが、『時事新報』は表向きそれらを別個の事案として扱った。すなわち「条約改正法典編纂」(18890717)には、「法典の編纂は多年の目論見に由来して、其目的は單に内治に在り」とある。その場合外国人司法官の任用はどのように解釈されるかといえば、「条約改正の形勢」(18890802)には、12年の時限的な措置として容認されるべき事態にすぎないのである。

ここで治外法権の撤廃を実現できなければ機会はそうは巡ってこないだろう、と『時事新報』は判断したわけで、この時期は社説を福沢が直接統括していたため、それは福沢本人の考えとも一致していたと思われる。世論全般としては大日本帝国憲法制定に伴って進行中だった法典編纂が西洋風の傾向をもつことへの反発があったが、『時事新報』はもともと西洋の文明を目的とする『文明論之概略』(1875)の精神を引き継いでいたため、そちらの方面からの政府批判は弱めであった。

このまま行けば治外法権の撤廃だけは早々に決着がつくかにも思われたが、10月18日に大隈外相が玄洋社員による爆弾テロに遭い、右足切断の重傷を負ってしまった。政府は翌日には条約改正延期を合意し、また大隈外相も12月24日に辞職した。同時期に6回連載された「条約改正始末」(18891202)は第1大隈外交の総括である。

第Ⅳ期青木外交期—「外資輸入」(18900326)～「松方内閣と条約改正」 (18910523)・10編13日分

新たに外相に就任した青木周蔵(生没1844~1914)は長州の出身であったが、1860年16歳の時に豊前中津に遊学し、福沢の叔父橋本塩巖(生没1816~1882)の門下生として中上川彦次郎らとともに学んだ仲であった。福沢の母順から第一回渡米中の諭吉の話聞き、自らの手本としようとした、といういわば広義の同門である。「条約改正の風聞」(18900918)はその青木の援護射撃とすべく、居留外国人の側からの条約改正反対論を牽制する内容になっている。「条約改正の噂」(18901008)は、交渉内容は明かせないが青木外相のもとでの改正案は国民を納得できるものである、とされている。ここで明かされていない改正案とは、7月5日に英国から提案された外国人司法官任用の完全放棄を含む案のことである。

この英国の提案は『時事新報』の立場からすれば十分許容範囲内であったが、政府内には未だ完全な平等条約にはなっていない、として強硬に反対する勢力があった。山県首相は英国への返答を引き延ばすうちに政府内の対立は解消できない状態にまで立ち至って、1891年4月9日に首相辞任を決意し、交渉は終息を迎えたのである。青木外相は松方内閣成立早々に勃発した大津事件(5月11日)の責任をとって辞任することになったが、その時発表された「松方内閣と条約改正」(18910523・全集非収録)には、松方内閣では条約改正交渉が中断されるという風聞があるが、単に手続きが変更されるだけと理解するべきである、という希望的観測が語られている。

第Ⅴ期榎本外交期—「対外思想」(18910723)～「条約改正も亦離いかな」 (18920421)・9編12日分

青木の次に外相に就任したのは榎本武揚だが、彼もまた福沢とは因縁浅からぬ仲であった。先ず福沢の妻錦の遠い回縁²¹にあたり、後には幕臣としての同僚ということもあって、箱館戦争後降伏して東京の獄に繋がれていたときには福沢が助命嘆願に奔走した。さらに榎本の妻は林董の姉であるから、福沢捨次郎にとっては伯父とも呼ばねばならぬ関係である。旧幕臣でありながら明治政府に奉職した榎本を快く思っていなかった福沢は榎本と勝海舟(生没1823~1899)を批判した『瘠我慢の説』(1891年11月27日脱稿)を書いているが、それは公開を意図した作品ではなく、あくまで身内としての苦言であったのである。

もっとも、逡巡大臣や農商務大臣としての事績に比して、外務大臣としての榎本の影は薄い。大津事件によって急遽交代したため条約改正交渉の準備も整わず、関係する社説は就任約1年後の「条約改正」(18920414)からである。本社説はこれまで何度も交渉が中断されてきたことを歎じて、今後の着実な進展を希求している。1週間

21 この回縁というのは血縁のない義理の縁という意味である。錦は幼少時今泉家に養女に出されていたが、その時養母とともに榎本家に行ったことがある、とある。そこで最も近い親戚関係を推測するなら、その養母が榎本の実母と姉妹であった場合で、錦と武揚は義理の従兄妹となる。

後の「条約改正も亦難いかな」(18920421)では、外交当局が苦勞して話をまとめようとしても、その努力を認めようとしなない世論が反対して、せっかくの収穫を無にしてしまうありかたを嘆いている。結局1889年10月の大隈外相の遭難以来2年半の間条約改正交渉は進捗しなかったのである。

第VI期陸奥外交前期—「独逸新聞の日本条約改正論」(18920913)～「貿易の好況」(18950130)・27編30日分

ここまでの外交担当者は遅くとも1872年頃までには交流を始めていた人々であったが、紀州藩出身の陸奥宗光(生没1844～1897)と福沢は関係が薄かった。もっとも紀州藩全体と初期の慶應義塾の関係はむしろ深かったというべきで、幕末には多くの紀州藩士が入塾していて、陸奥の義兄である伊達宗興(生没1824～1898)との交流は1869年2月にはすでにあつた。陸奥との疎遠は彼が紀州藩の尊王攘夷派に属していて、心情的に伊藤博文と近かったからである。

その開始時に発表された「条約改正の方針如何」(18920922・全集非収録)は伊藤首相が外国人司法官任用に強硬に反対していることに率直な懸念が示されている。これでは法権の回復はままならないというのである。ところが陸奥はこれまでの外相とは異なるいわゆるタフ・ネゴシエイターであった。メキシコ合衆国公使だった1888年には同国との間に日本最初の平等条約である日墨修好通商条約を締結することに成功している。外相就任後は主に英国と交渉を進めて、日清戦争開戦直前の1894年7月16日に領事裁判権の廃止と協定関税率を定めた日英通商航海条約を結んでいる。「条約改正の交付」(18940828)は平等条約の締結を率直に喜び、陸奥外相ばかりかその前の担当者である井上・大隈両外相の勞をねぎらっている。

英国が態度を軟化させたのは日本を対ロシアの防波堤にするという心づもりが日清開戦前にはすでにあつたからで、8月・9月の緒戦の勝利により英国内で日本との提携論が唱えられるようになったこと、そして「軽々しく同盟条約を結ぶ可らず」(18950120・全集非収録)にあるように、1895年初の時点で『時事新報』は日英同盟に反対していたことは第5節に書いた通りである。

第VII期陸奥外交後期—「軍備拡張と外交」(18950308)～「戦後の貿易」(18960711)・26編26日分

1895年1月27日、広島大本營で講和の条件をめぐるのいわゆる御前会議が開かれ、2月1日に交渉が開始された。下関講和条約の締結は4月17日であるが、台湾領有や3億両にも及ぶ多額の賠償金の獲得が決まるより前に事態は動いていた。「戦争の功績と外交の伎倆」(18950414・全集非収録)には、戦争の際中にも貿易量が増大したことが驚きをもってつづられている。もちろん好事魔多しで、条約締結直後の4月23日にはフランス・ドイツ・ロシア3国による遼東半島還付を求める三国干渉が開始され、5月4日はやむなく受諾という屈辱も味わうことになるのだが、同時にそれは日英同盟論の契機ともなっているのである。

日英通商航海条約の発効は1899年7月とされていて、それまでは旧条約が有効であったが、最惠国約款により欧米各国との交渉は不要となっていた。すなわち、発効によって法権は完全に回復され、関税の完全な自主権は認められていなかったにせよ、税率は5パーセントから15パーセントに引き上げられることが決まったのである。

対欧米については貿易関係は当面そのままであったが、日清戦争の勝利は対清国貿易で多大な利益をもたらすことになった。すなわち1896年7月21日に締結された「日清通商航海条約」によって日本は清に対して領事裁判権・協定関税・最惠国待遇を得たのである。

第Ⅷ期第2大隈外交期—「外交略の説」(18961017)～「外交費」(18971003)・18編18日分

病に倒れた陸奥外相の後短期間に外交を担当した西園寺公望(生没1849~1940)の後任は再び大隈重信となった。日清戦争の事後処理を終えた伊藤が松方正義(生没1835~1924)に首相の座を譲ったことに伴う人事で、大隈は1897年3月からは農省務大臣を兼務した。条約改正については99年7月の新条約発効より前に税権の完全回復への交渉を始めるわけにはゆかず、当面の外交上の懸案はいかに平穩裏に内地雑居を実施するかに移っていた。一方貿易の拡大は急務となっており、進歩党(旧改進黨)の事実上の党首として実業界に多大な影響力を有していた大隈の経済面への貢献が期待されていたものと思われる。

松方と大隈には金本位制の導入をめぐる意見の相違があった。すなわち松方はその導入に積極的であったのに対して、経済の縮小を心配する大隈は従来までの金銀複本位制を続けるべきだと主張した。『時事新報』はこの大隈と意見を同じくして、「幣制改革と貿易の不均衡」(18970821・全集非収録)では、早急な金本位制への移行はせっかく好調な輸出にとって悪影響しかもたらさない、としている。

第Ⅸ期西外交期—「内政外交」(18971125)～「酒精并に外国酒の輸入」(18980917)・25編25日分

松方首相との意見不一致により大隈は外相兼農商務相を辞した。その後任となったのは枢密顧問官西徳二郎(生没1847~1912)である。前職はロシア公使であったから、来るべきロシアとの衝突に備えての任用であったのかもしれないが、まったく影の薄い存在ではあった。この時期の外交論は三国干渉の恨みとでも言うべき反ドイツ・反ロシア・反フランスの様相を帯びたものが多い。とりわけ朝鮮の内政に干渉してきたロシアについては厳しい筆致となっている。

貿易論としては、「外国貿易の前途」(18980119・全集非収録)では、翌年に迫った内地雑居の自由を前にして、日本人商人は自ら直接輸出の事務に携われるように準備しなければならないとある。また、「外資輸入の制限を解く可し」(18980521・全集非収録)は、国内の基盤整備のために外国から投資を呼び込む必要があるが、制限があるのは残念だという内容で、この主張は『時事新報』で前々から唱えられていたこと

であった。

最後に「外交は如何」(18980910・全集非収録)は第IX期に属するとはいえ、実際には第3大隈外交期であるばかりか、立件体制の確立までは政府を批判してやまなかった元改進黨の大隈と元自由党の板垣退助(生没1837~1919)が協同して組閣した日本初の政党内閣である隈板内閣が動き始めていたという画期的な時期にもあたっていた。

外交上の問題としては清国と朝鮮との関係ばかりか米国によるフィリピンの領有という新たな問題が持ち上がった。またロシアも日本に平和攻勢を仕掛けていて日露協商説を唱えている。また英独同盟という話も出てきているが、それは果たして真実なのか。また、大隈首相の外相兼務はまだしも分かるものの、在外の実務担当者である公使の配置には十分な配慮が必要である、とある。

1898年6月30日に始まった隈板内閣は11月8日には崩壊してしまったが、その時すでに福沢は脳卒中の発作を起こした後だった。

7. おわりに

最後に本論文で明らかになったことを項目化する。

(1)『時事新報』社説から外交論と貿易論をより出すため、題名に条約・(外国)交際・外交・貿易・輸入・輸出・対外・(国家間)同盟を含む社説を抽出したところ、結果は214編251日分となった。これは福沢健全期全5338号(おおよそ日分に相当)のうち4.7%(日分比)で均すと月1回の掲載となる。

(2)全体を9期に区分した。第I期井上外交前期(1882年3月から1884年4月まで)・第II期井上外交後期(1884年5月から1887年11月まで)・第III期第1大隈外交期(1888年2月から1889年12月まで)・第IV期青木外交期(1890年3月から1891年5月まで)・第V期榎本外交期(1891年7月から1892年4月まで)・第VI期陸奥外交前期(1892年9月から1895年1月まで)・第VII期陸奥外交後期(1895年2月から1896年7月まで)・第VIII期第2大隈外交期(1896年10月から1897年10月まで)・第IX期西外交期(1897年11月から1898年9月まで)。

(3)第I期から第V期までの担当者である井上馨・大隈重信・青木周蔵・榎本武揚らとはそれぞれ維新前後からの長い付き合いであり、とくに井上・大隈との協力関係は紙面からもうかがわれる。大隈の遭難後に外交を担当した青木と榎本とも関係浅からぬものがあったが、外国人司法官任用を容認しての法権回復では世論が納得しないことが分かって条約改正のための支援は手詰まりとなった。この時期までは福沢が社説を統括していたことははっきりしているので、紙面と福沢個人の意見の乖離はほとんどなかったと推測できる。

(4)井上外交と『時事新報』の関係を波多野承五郎の動向から探った。外交官となった波多野が古巣の『時事新報』に情報を提供していたことが明らかとなったが、現職

の外交官とマスコミの癒着という問題については、この時期外務卿(1885年12月以降は外務大臣)井上馨・時事新報主幸福沢諭吉・天津領事波多野承五郎は事実上一体となっていて、波多野が関与していた社説は井上の承認があったもののみだった、と論者は解釈している。

(5) 第VI期から第IX期までの外交と『時事新報』社説の関係は、福沢個人と陸奥宗光が疎遠だったせい、あるいは総編集伊藤欽亮に権限を譲り、さらには次男の捨次郎を社長に据えるという時期(1896年夏)にあたっていたせい、それまでの熱意のようなものは感じられない。また、全集非収録社説を井田メソッドで判定したところでは、福沢直筆と断定できる社説は検出できなくなった。

(6) 石河幹明によれば、日清戦争後の福沢は日英同盟締結のために邁進したことになっているのだが、論者の調査では福沢に由来する日英同盟推進の言説は発見できなかった。日英同盟を支持する社説は三国干渉直後の1895年5月から6月、そして11月の5編にしか見られない。そのうち「外交の大方針を定む可し」(18950528・全集非収録)は外交官林董の作とはっきりしているし、『福沢諭吉伝』で重要視されている「日本と英国の同盟」(18950623)は石河の作である可能性が高い。

(7) 幕末期には外交官として欧米にまで出張したことがある福沢にとって、不平等条約の改定が悲願であったことは疑いがない。とはいえその当面の目標は法権の回復と関税率の引き上げにあって、それは1894年7月の日英通商航海条約締結によってひとまずの決着をみた。以後の署名著作・書簡・演説において、外国との攻守同盟や税権の回復について触れたものはないようである。たとえ税権の回復は十分でなくとも、日本製品の品質を向上させれば貿易によって国力を増強することは可能だと考えていたのであろう。

(8) 福沢本人の見解と『時事新報』の論調の関係については、草稿が残存している外交論は「条約改正会議延期」(18870804)のみであり、井田メソッドで検出できた推定福沢直筆社説は1890年9月が最後となっていることから、ごく大雑把に言って紙面に福沢の意見が強く反映されているのは第IV期までのように思われる。編集部備付けのスクラップブックをもとにしたという大正版『全集』の「時事論集」には、その後についても「日本外交の進歩」(18940116)・「日米の交際」(18970511)・「対外前途の困難」(18970625)の3編が収録されているが、それらには石河が書いたとの注記が付されている。

(9) 第V期より後の分については、福沢本人の見解と紙面の論調の関係は不明と言うしかない。脳卒中の発作直前まで北川や石河に代筆させていたのは間違いはないが、指示メモなどの物的証拠がないかぎり、純粹に記者が書いた社説と区別ができないのである。論者としては本論文で紹介した「軽々しく同盟条約を結ぶ可らず」(18950120)や「外交は如何」(18980910)を福沢立案北川執筆のカテゴリーⅡ社説²²

22 『時事新報』社説には、福沢直筆(カテゴリーⅠ)・福沢立案記者執筆(カテゴリーⅡ)・記者立案福沢添削(カテゴリーⅢ)・記者執筆(カテゴリーⅣ)の4通りがある。井田メソッドによりカテゴリーⅠとⅣの区別はつくが、ⅡⅢの区別はつかないというのが論者の立場である。

と見なしたいところだが、その証拠は不足している。
以上。

参考文献（著者等50音順）

- 石河幹明（1932）『福沢諭吉伝』岩波書店
- 内山正熊（1958）「福沢諭吉の外交論」『慶応義塾創立百年記念論文集（法学部）第二部政治学関係』慶応義塾大学法学部
- 内山正熊（1964）「日本に於ける親英主義の沿革」『法學研究：法律・政治・社会』第37巻第12号、慶応義塾大学法学研究会
- 大澤博明（2001）『近代日本の東アジア政策と軍事：内閣制と軍備路線の確立』成文堂
- 小川原正道（2012）「福沢諭吉における「外交」」『法學研究：法律・政治・社会』第84巻第5号、慶応義塾大学法学研究会
- カーゾン、ジョージ・N(1894)〔Curzon, George Nathaniel〕『極東問題-日本・朝鮮・中国』*Problems of the Far East.Japan-Korea-China*
- 片山慶隆（2009）「福沢諭吉の「日英同盟論」再考」『年報日本思想史』第8号、日本思想史研究会
- 慶応義塾〔編〕（2010）『福沢諭吉事典』慶応義塾
- 塩野崎佐門次〔編〕（1890）「静岡県第五区候補者波多野承五郎君小伝」塩野崎佐門次（国立国会図書館デジタルコレクション）
- 柴崎力栄（2011）「国家将来像と陸海軍備をめぐる海軍と徳富蘇峰」『大阪工業大学紀要・人文社会篇』第56巻第1号
- 波多野承五郎（1894）『北支那朝鮮探検案内』時事新報記者杉山虎雄との共著、林書房
- 平山洋（2004）『福沢諭吉の真実』文芸春秋
- 平山洋（2012）『アジア独立論者福沢諭吉 - 脱亜論・朝鮮滅亡論・尊王論をめぐる』ミネルヴァ書房
- 平山洋（2017）『「福沢諭吉」とは誰か - 先祖考から社説真偽判定まで』ミネルヴァ書房
- 平山洋（2020a）「福沢健全期『時事新報』社説における朝鮮」『日本近代学研究』第67輯、韓国日本近代学会
- 平山洋（2020c）「福沢健全期『時事新報』社説における清国」『日本近代学研究』第70輯、韓国日本近代学会
- 福沢諭吉（1925,1926）『福沢全集』国民図書
- 福沢諭吉（1933,1934）『続福沢全集』岩波書店
- 福沢諭吉（1958～1964）『福沢諭吉全集』岩波書店

福沢健全期 (1882~1898) 『時事新報』社説における外交貿易論

福沢諭吉 (2001~2003) 『福沢諭吉書簡集』岩波書店

マハン、アルフレッド・M (1890) [Alfred Thayer Mahan] 『海上権力の歴史に及ぼした影響、1660~1783』 *The Influence of Sea Power Upon History, 1660-1783*

マリナー、コヴァルチューク (2005) 「日清戦争期の日本の新聞に見る「シー・パワー」論の展開」『大阪大学言語文化学』第14号

三好守雄〔編〕(1895) 『日清事件時事問題輿論演説』学友館 (国立国会図書館デジタルコレクション)

本論文の一部は、2019年度静岡県立大学教員特別研究推進費「掛川が生んだ新聞人・実業家・外交官・政治家、波多野承五郎の研究」の成果に基づいている。